

電気通信大学における研究施設の有効活用に関する規程

平成14年 9月18日

改正

平成16年 4月 1日

平成22年 2月16日

平成27年 3月26日

平成31年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学が推進する教育研究プロジェクト等により既存の組織の枠組みを超えた研究チーム又は研究者（以下「教育研究チーム等」という。）が弾力的な研究活動を行うための共同利用スペース（以下「オープンラボ」という。）を確保し、これを教育研究チーム等に時限をつけて提供することにより、研究施設の有効活用及び時代に即応した新たな研究等の推進を図ることを目的とする。

(オープンラボの確保)

第2条 オープンラボは、原則として次の各号に掲げる場合に確保するものとする。

- (1) 研究施設の新築または増築（以下「新增築」という。）を行う場合
- (2) 新增築による移転または大規模改修に伴い空きスペースが生じる場合
- (3) 既存の空きスペース等をオープンラボとして使用する必要が生じた場合

2 前項第1号の規定により確保するオープンラボの面積規模は、原則として新增築する面積の20%以上とする。

3 研究施設のうちオープンラボとして使用する場所は、役員会が定める。

(研究チームの決定)

第3条 オープンラボを使用する教育研究チーム等及び使用期間等は、研究活性化推進会議の議を経て学長が決定する。

(使用期間)

第4条 教育研究チーム等がオープンラボを使用できる期間は、3年を限度とする。ただし、更新を妨げない。

2 前項にかかわらず、当該プロジェクトの実施計画書及び契約書等により実施期間が定められているプロジェクトに使用する場合には、当該期間を限度として使用期間を定めることができる。

(経費の負担)

第5条 研究チーム等は、工作物設備費、備品費及び光熱水料費等オープンラボの使用に当たって必要となる経費のほか、別に定める額を負担する。

(管理運営)

第6条 オープンラボの不動産監守者は、教育研究チーム等の代表者とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究施設の有効活用に関し必要な事項は、役員会

が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。